

岩高第342-1号
令和4年1月26日

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
関係者 各位

岩見沢市健康福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な 取扱いについて

日頃より本市介護保険制度の実施に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般国より北海道へ適用されたまん延防止等重点措置を受け、令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、本市の取扱いは次のとおりといたしますので、適切に御対応くださるようお願い申し上げます。

なお、本取扱いは令和4年3月31日までに現認定有効期間満了を迎える方に適用するものであり、当該取扱いを変更・終了する際は改めてお知らせいたします。

記

1 認定有効期間の延長

更新認定申請者のうち、次の要件を全て満たす被保険者は、認定調査を実施せず、認定有効期間を12か月延長します。

- (要件1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当該被保険者が認定調査の実施を希望していないこと。
- (要件2) 令和4年3月31日までに現認定有効期間満了を迎える被保険者であり、令和4年1月27日時点で認定調査が終了していない場合であること。
- (要件3) 現認定有効期間満了の日の60日前から現認定有効期間満了の日までの間に、更新申請をしようとしている被保険者であること。
- (要件4) 現認定区分の12か月延長が妥当と判断されること。

※1 必ず更新認定申請が必要です。

※2 認定調査が必須の新規申請及び区分変更申請は、対象外です。

※3 この取扱いは、介護サービスが至急必要な方の申請を制限するものではありません。

※4 既に更新申請済みで認定調査未実施の方は、本取扱いの適用について申請者（ケアマネジャー等）に確認させていただきます。

2 被保険者証の交付

被保険者証の認定日は、更新前の認定有効期間満了の日の翌日となり、有効期間は、認定日からの12か月間となります。

※ 介護報酬請求時は、認定日等に誤りが無いよう御注意ください。

3 申請書の記載

- (1) 申請書には、次の点を明示して下さい。
 - ・ 要介護・要支援認定申請書は『更新』にチェックしてください。
 - ・ 申請書の上部に『12か月延長を希望します』にチェックしてください。
 - (2) 申請書の『主治医』欄及び『認定調査』欄は、記入不要です。その他の欄は、通常どおり記入して下さい。
 - (3) 12か月延長後の更なる自動延長や自動更新はありません。改めて更新申請が必要です。
(延長後の有効期間が満了する2か月程度前になりましたら、本市から「更新のお知らせ」を送付いたします)
 - (4) 当該取扱い(12か月延長)を希望しない被保険者は、通常の更新申請の手続きとなりますが、以下の点をお伝えください。
 - ・ 認定調査の実施が必要であること。
 - ・ 認定結果が出るまでには相当の時間を要してしまうこと。
- ※ 既に12か月延長の更新申請を行った後、状態の変化により、介護の必要の程度が現に認定を受けている要介護状態区分以外に該当することとなった場合は、区分変更申請を行ってください。
- ※ 前回更新時に12か月延長した方も再延長が可能です。

《お問い合わせ先》
岩見沢市健康福祉部
高齢介護課介護保険グループ
電話 0126-35-4138 (直通)